

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成30年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 165,600 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,583,873 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
社会福祉	障害者福祉事業	642,949	20,339
	高齢者福祉事業	157,073	14,547
	児童・母子福祉事業	543,594	15,840
	その他事業	28,612	2,908
	小計	1,372,228	53,634
社会保険	介護保険事業	329,916	37,477
	国民健康保険事業	209,048	11,276
	国民年金事業	104	
	小計	539,068	48,753
保健衛生	医療対策事業	595,254	54,800
	疾病予防対策事業	55,231	6,362
	健康増進対策事業	22,092	2,051
	小計	672,577	63,213
合計	2,583,873	165,600	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。